

ポイント解説速報

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（令和2年度）を公表

金融庁は2020年3月27日、2020年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書に対するレビュー（審査）の実施概要について公表した。



ポイント

- 2020年3月期以降の有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項として、開示府令の改正点（「経営方針・経営戦略等」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」及び「監査の状況」）を挙げており、これらを対象に有価証券報告書レビューの法令改正関係審査を実施する。
- 有価証券報告書レビューの重点テーマ審査については、セグメント情報、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に着目して対象会社を選定する。
- 前年度の有価証券報告書レビューの審査結果として、法令改正関係審査及び重点テーマ審査に関する「適切ではないと考えられる事例」が指摘されている。

1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について

2020年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項は以下のとおりである。

(1) 新たに適用となる開示制度に係る留意すべき事項

2020年3月期に適用される開示制度の改正のうち、主なものは2019年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」）の改正（「経営方針・経営戦略等」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」及び「監査の状況」）である。

後述のとおり、当該改正点の記載内容について、有価証券報告書レビューの法令改正関係審査が実施される。

・ [開示府令の改正内容に関する当法人のポイント解説速報](#)

(2) 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

2019年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レビューについて、審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項が公表された。また、記述情報の充実が求められているなか、記述情報の記載ぶりに改善の余地があると考えられる会社に対して、翌年度からの改善や充実に向けた検討を求める通知が送付され、送付対象が全体の3割程度あった旨も公表された。

① 法令改正関係審査

2019年1月に施行された改正開示府令に基づき、有価証券報告書における「役員の報酬等」、「株式等の保有状況」の記載内容が適切かどうか審査された。

これらの審査における主な指摘事項は以下のとおりであり、それぞれの改正内容に対応した「改正開示府令のポイント」や「改善の余地があると考えられる開示例」なども公表されている。

審査対象	主な指摘事項
役員の報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業績連動報酬の額の決定方法に具体性がないほか、指標の目標や実績等の記載がない事例 ■ 役員報酬の算定方法の決定権者やその権限や裁量の範囲に具体性がない事例 ■ 報酬額の決定過程における取締役会等の活動内容の記載がない、あるいは、具体性がない事例
株式等の保有状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 純投資目的である投資株式と純投資目的以外の投資株式の区分の基準や考え方の記載がない事例 ■ 純投資目的以外の投資株式の保有方針に具体性がない事例 ■ 純投資目的以外の投資株式の保有の合理性に具体性がない事例 ■ 純投資目的以外の投資株式が増加した理由について記載がない事例

また、『税効果会計に係る会計基準』の一部改正等を踏まえた財務諸表等規則等の改正後の税効果会計関係注記の記載内容が適切かどうか審査された。

改正後の税効果会計関係注記では、重要性を判断した上で、以下の事項を注記することが求められているが、一定の重要性があると考えられる場合にも、これらの必要な事項が記載されていない事例があったとされている。

- 繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額の区分掲記

- 評価性引当額の変動
- 繰越期限別の繰越欠損金に係る所定の事項
- 繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由

② 重点テーマ審査

重点テーマごとの主な審査内容は以下のとおりである。

重点テーマ	主な審査内容
関連当事者取引	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関連当事者の範囲に関する検討結果 ■ 関連当事者との取引を識別するための内部統制及び当該手続の実施結果 ■ 関連当事者情報の開示対象を決定するための重要性の判定過程及び結果
ストック・オプション	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実施した会計処理及び開示 ■ 有価証券報告書における他の項目の記載内容等と整合していない場合には、その理由
従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引（ESOP）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実施した会計処理及び開示 ■ 有価証券報告書における他の項目の記載内容等と整合していない場合には、その理由

審査結果について、「適切ではないと考えられる事例」として指摘された事項は以下のとおりであり、それぞれの事例に対応した「留意すべき事項」も公表されている。

重点テーマ	「適切ではないと考えられる事例」
関連当事者取引	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関連当事者との取引の開示に関する重要性の判断基準を超える取引があるものの、質的に重要性がないと判断したか又は残高のみで重要性を判断し、注記されていない事例 ■ 一般の取引と同様であることが明白ではないものの、関連当事者との取引が注記されていない事例 ■ スtock・オプションの権利行使による株式の発行について、開示対象との認識が漏れていた事例 ■ 提出会社の役員等が代表者を務めている会社との取引について、調査票等に当該質問項目がなく、関連当事者との取引の識別の網羅性の確保に懸念がある事例 <p>なお、関連当事者に関する開示に直接関係するものではないが、取締役の利益相反取引について、取締役会の承認漏れ又は承認証跡がない事例が確認された。</p>
ストック・オプション	<ul style="list-style-type: none"> ■ スtock・オプションと業務執行や労働サービスとの対応関係の認定の考え方が適切ではないため、権利確定日以前の各会計期間における費用計上額を合理的な方法に基づいて算定していない事例 ■ 従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、従来採用していた会計処理を継続しているにもかかわらず、注記を記載していない事例 ■ スtock・オプション等関係注記の単価情報（権利行使価格、行使時平均株価、付与日における公正な評価単価）において、異なる単位（個、株）が混在しており、不明瞭な開示となっている事例
ESOP	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1株当たり情報に関する注記及び連結株主資本等変動計算書注記において、自己株式として計上された信託に残存する自社の株式に関連する注記等を記載していない事例 ■ 株式等の状況において、役員・従業員株式所有制度の内容を記載していない事例

また、過年度の審査結果を踏まえ、フォローアップが必要であると認められた事例について、その改善状況を確認するための審査も実施された。

主な対象項目は「固定資産の減損」、「繰延税金資産の回収可能性」、「関係会社株式の評価」であり、会計処理の際に用いられた業績予測が合理的な仮定に基づいているか否かを中心に審査された。

その結果、当該業績予測について、策定方法を改善することにより、予測値と実績値の乖離が小さくなるなど、一定の改善が認められる事例が確認された一方、現時点において必ずしも合理性を欠くものではないが、将来の大幅な損益改善を見込んでおり、その達成状況によっては当該業績予測を適切に修正する必要があると考えられる事例が引き続き確認されたとしている。

II. 有価証券報告書レビューの実施について

2020年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レビュー（審査）の実施概要は以下のとおりであり、審査内容を証券取引等監視委員会と情報共有する場合がある旨が公表されている。また、過去の有価証券報告書レビューにおいて、フォローアップが必要と認められた会社についても別途審査が実施される。

(1) 法令改正関係審査

2020年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の提出会社を対象として、上述した開示府令の改正内容が適切に記載されているかどうかを審査する。

具体的には、有価証券報告書における「経営方針・経営戦略等」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」及び「監査の状況」の記載について、[金融庁のホームページ](#)に公表された所定の調査票に必要な事項を記入し、有価証券報告書の提出時に当該調査票を財務局等に提出する。具体的な提出方法については、財務局等から提出会社に対して連絡がある。

財務局等で開示の適正性を審査した結果、調査票の記載内容に不明点や疑問点がある場合、財務局等から質問を受ける。

なお、当該審査に関連した留意事項も公表されており、審査対象項目に関連した好開示例が紹介されているほか、改正開示府令の早期適用会社において発見された「開示府令の趣旨に照らして改善の余地がある事項」も記載されている。

項目名	早期適用会社で発見されている事項と留意すべきポイント
経営方針・経営戦略等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営方針や経営戦略が抽象的な記載にとどまっている事例 経営方針、経営戦略等は会社の経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、主な事業の内容と関連付けて記載する必要がある。
事業等のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般的なリスクが羅列されているのみの事例 事業に関する具体的なリスクの内容や、リスクが顕在化した場合における経営成績等に与える影響、リスクへの対応策等、具体的な記載が必要である。
経営成績等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 単に計数情報をそのまま記述しただけの記載や業績の前期比較等の説明にとどまる事例 経営方針や経営戦略に関連付けて経営者の視点から成果を振り返るような記載が求められる。
会計上の見積り	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営者が重要と考える会計上の見積りについて、当該見積りの仮定の不確実性の内容や、その変動により経営成績等に生じる影響等についての具体的な記載が、「第5 経理の状況」の記載内容と合わせても十分ではないと考えられる事例

項目名	早期適用会社で発見されている事項と留意すべきポイント
監査役会等の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査役会等の活動状況において、監査役会等での主な検討事項や常勤監査役の活動が十分に記載されていない事例 <p>財務諸表利用者が監査役会等の活動状況を十分に理解できるように具体的な記載が求められる。また、監査役会等での主な検討事項には、通常、外部監査人と協議した「監査上の主要な検討事項」についても記載することになると考えられる。</p>
継続監査期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提出会社の監査公認会計士等が監査法人である場合であって、かつ、提出会社の財務書類について連続して監査関連業務を行っている場合には、その期間（継続監査期間）を記載する必要があるが、その記載がない事例や過去に監査法人において合併等があった場合に当該合併等の前の期間を含めて算定していない事例

(2) 重点テーマ審査

以下のテーマに着目し、2020年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の提出会社から審査対象会社を選定する。

- ・ セグメント情報
- ・ 顧客との契約から生じる収益

（主にIFRS任意適用会社の会計処理や表示、注記が対象になるが、提出会社で日本基準を適用する場合の在外子会社等の財務諸表も審査対象になる可能性がある）

審査対象会社には、個別の質問状が財務局等から送付される。質問内容には、上記の重点テーマ以外の事項が含まれる場合があるほか、必要に応じて根拠資料の提出も求められる。質問状に対する回答期限は2週間程度であり、回答内容について、法令等及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして、会計処理や開示の適正性等が審査される。回答内容に不明点や疑問点が残った場合、財務局等から追加で質問を受ける場合がある。

(3) 情報等活用審査

上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、提供された情報等を勘案して審査を実施する。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.